

広島県訓令第五号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（児童福祉司の任命） 第二条 子ども家庭センター（支所を含む。）に所属する職員で、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項各号のいずれかに該当し、同条第四項及び第八項の職務を行うものは、同所に所属する期間中、児童福祉司とする。</p> <p>（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の任命） 第二条の二 子ども家庭センター（支所を含む。）に所属する職員で、児童福祉法第十二条の三第六項に該当し、同法第十一条第二項第二号ニの職務を行うものは、同所に所属する期間中、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員とする。</p> <p>（知的障害者福祉司の任命） 第四条 子ども家庭センター（支所を含む。）に所属する職員（職員の職の設置に関する規則別表に掲げる職に限る。）で、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号のいずれかに該当するものは、知的障害者福祉司とする。</p>	<p>（児童福祉司の任命） 第二条 子ども家庭センターに所属する職員で、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項各号のいずれかに該当し、同条第四項及び第八項の職務を行うものは、同所に所属する期間中、児童福祉司とする。</p> <p>（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の任命） 第二条の二 子ども家庭センターに所属する職員で、児童福祉法第十二条の三第六項に該当し、同法第十一条第二号ニの職務を行うものは、同所に所属する期間中、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員とする。</p> <p>（知的障害者福祉司の任命） 第四条 子ども家庭センターに所属する職員（職員の職の設置に関する規則別表に掲げる職にある者に限る。）で、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号のいずれかに該当するものは、知的障害者福祉司とする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。